

【ゴルフ場利用約款】

平成元年 3 月 小淵沢カントリークラブ

(約款の適用)

第 1 条

当ゴルフ場を利用される方は本約款に従って、ご利用いただくこととします。

(利用契約の成立)

第 2 条

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名してください。

それにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

(利用の申込、予約金、違約金等)

第 3 条

プレーの申込は原則として当クラブの規定により申込んでください。

申込みにさいしては予約金のお支払いを求めることがありますが、その取扱いおよび違約の場合の手続については当ゴルフ場の別に定める予約金取扱い規定に従っていただきます。

(利用の拒絶)

第 4 条

当ゴルフ場は次の場合には利用をおことわりすることがあります。

- 1 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 2 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき
- 3 その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

(休業日、開場時間等)

第 5 条

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間及び食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第 6 条

当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をおことわりすることがあります。

- 1 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為あったとき
- 2 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
- 3 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき

4 その他本約款に違反したとき

(高価品)

第7条

金鎖その他高価品についてはその種類価格を明示して、フロントにお預け頂かない限り責任を負いません。

お預かり証の持参人に預り証と引換えにお返しします。

(携帯品、自動車)

第8条

携帯品や駐車場の自動車につきましても、責任を負いかねます。

(携帯品、自動車)

第9条

ロッカーのカギはお預かりしますが、ロッカー内には貴重品や高価品をお入れにならぬ様にして下さい。

(危険防止とエチケット、マナーの厳守)

第10条

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守りキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打込まないよう打球して下さい。

(ティーグラウンドにおける素振り)

第11条

素振りはティーマーク内の打席又は指定された場所以外ではなさないで下さい。

プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第12条

先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打込まないよう打球して下さい。

(フォアキャディの合図)

第13条

フォアキャディの合図は、選考組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断したときの合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第14条

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第15条

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。

隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならない様打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも十分気をつけて打球して下さい。

(退避および退避所)

第16条

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

退避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず退避所内に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第17条

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。

(雷鳴のあった場合)

第18条

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第19条

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。

マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰ざらにお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第20条

利用者が第11条、第12条、第13条、第15条に違背し第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任は負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第21条

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。
確認後はクラブの不足、きず等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第22条

利用者の故意または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第23条

施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。

- 1 動物のペット類
- 2 著しく悪臭を放つもの
- 3 銃砲刀剣類
- 4 発火、爆発のおそれがあるもの
- 5 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第24条

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 1 とばく、その他風紀をみだす行為
- 2 物品販売、宣伝広告等の行為
- 3 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合を除く）
- 4 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為

その他

宅急便の扱い

到着したお荷物は標準貨物運送約款に準じてお取扱いします。

以上